

刑事司法の原点に立ち返って一からの出直しを

—法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」の検討状況に対する国民救援会の見解—

2013年9月7日

日本国民救援会

いま、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」で刑事司法について議論がおこなわれています。本来、特別部会には冤罪を生まないための刑事司法について抜本的改善の方向を示すことがめざされ、期待されていました。しかし、これまでの議論をみると、その目的、期待に反し、逆に捜査権限の大幅な拡充や刑事裁判の原則を覆すような議論がおこなわれています。

長年にわたり、冤罪事件を支援し、冤罪を生まないための刑事司法制度改革をめざしてきた日本国民救援会として、特別部会の議論を本来あるべき議論にするために、以下に見解を示すものです。

一 本来、特別部会に求められていたものとそれに反する議論

特別部会が設置されたのは、足利事件や布川事件などの冤罪事件の再審無罪判決や、郵便不正事件（村木事件）での検察官による証拠改ざんなど、検察・警察による違法・不正の続出が暴かれたことがきっかけとなり、2011年3月に「検察の在り方検討会議」が「新たな司法制度を検討する場が必要」との提言をし、それを受けて、法務大臣が諮問したことによるものです。

よって、その目的は、冤罪の根絶のために、憲法の理念にもとづき、「疑わしきは被疑者（被告人・再審請求人）の利益に」という刑事裁判の鉄則の立場を貫いた適正な捜査と公判を確保する制度をつくることでした。具体的には、代用監獄制度の廃止、「人質司法」（20日間の長期勾留制度）の見直し、取調べの全面可視化（すべての事件について、被疑者や重要参考人への取調べの全過程を録音・録画すること）や弁護人の立会、供述調書が公判での証拠の中心となる「調書中心主義」の見直し、検察の手持ち証拠の全面開示、検察上訴の禁止、「無辜の救済」としての再審制度の改善などでした。

ところが、特別部会の議論はこれらの目的から大きく逸脱して、上記に指摘した刑事裁判の鉄則を軽視し、警察・検察権限の拡大・強化をはかるなど冤罪の根絶とは逆方向にすすんでいます。この背景には、冤罪を作り出してきた現在の捜査・刑事裁判の構造を維持する立場の警察、検察、裁判所関係の委員が全体の3分の1を占め、さらに捜査権限強化を唱えてきた一部の学者委員が、法務官僚と一体となって議論を主導していることにあります。これらの委員と法務官僚は、取調べの全面可視化など、「既得権」の変更に強く抵抗するとともに、盗聴捜査要件の緩和や拡大、司法取引など捜査機関の権限強化を打ち出しているのです。これに対し、郵便不正事件の村木厚子さんや映画「それでもボクはやってない」の監督・周防正行さんなどの、本来の特別部会設置目的に沿った道理ある積極的な意見も出されていますが、部会長と事務方（法務官僚）による検察・警察の意を体した恣意的・強引な運営がおこなわれています。

以下にみるように、結果的に、冤罪をなくすどころか、冤罪をさらに生み出し、さらには、捜査権限の強化、刑事司法の諸原則さえも覆す議論がすすんでいます。

二 議論の具体的な課題と問題点

【捜査・取調べ関係】

■ 取調べの可視化——例外付きの可視化か、取調官の裁量に委ねるかの二者だけで検討

全事件での全面可視化は議論からはずされました。可視化とは、取調べの適正とその事後検証のために必要とされるものであり、例外や裁量の余地などあり得ません。全面可視化を拒む理由づけは、「真相解明機能」維持のためとしますが、その内実は「取調官の意向に沿う供述の獲得」です。また、対象事件を裁判員裁判に限定する意向ですが、社会問題となったPC遠隔操作ウィルス事件や痴漢冤罪事件などは対象事件からはずされ、救われません。さらに、重要参考人（被害者、目撃者＝布川事件の例）の取調べにおける可視化も検討対象から除外しています。

■ 司法取引の導入——公正・適正の保障のないままでの「取調べ中心主義」の強化

自己や他人の犯罪事実を明らかにする協力者には「刑の減免」制度。

検察官と被疑者の弁護人間での、他人の犯罪事実を明らかにする被疑者の協力に量刑上の恩典を付与することの「協議・合意」制度。

裁判長の命令により黙秘権を消滅させて証言を強制させて、その証言内容に対する「刑事免責」制度。

このような司法取引の制度が導入されたら、真犯人がみずからの刑を軽くするために無実の人を「共犯者」として巻き込むこと（八海事件などの例）や、「自白しなければ死刑になる」などと量刑で脅し、ウソの「自白」をさせる（布川事件の例）など、冤罪を新たに生み出す危険があります。また、公判でその供述を争う場合、どのようにして供述が形成されたのかの検証手段（証拠開示）がないままで行わねばならず、「検察証拠の弾劾」が極めて困難となります（福井女子中学生殺人事件の例）。

■ 盗聴捜査の拡大——盗聴の対象事件拡大、盗聴時の立会排除、新たに会話盗聴の導入

憲法違反の盗聴（通信傍受）捜査で、対象から「重大事件」の限定を外し、「窃盗」事件などの財産犯にも適用して対象事件を大幅に拡大し、盗聴要件のハードルを下げた上に、公正を担保する立会い制度も廃止。さらには、家や車、配送物に盗聴器を仕掛ける会話盗聴も検討するなど、際限のない恣意的運用や弾圧が可能になってしまいます。

「可視化」によって捜査力が低下し、「治安が悪化する」などと、「可視化」を逆手にとって、検討対象に入れられたものです。

■ 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方——自白強要を排除するという観点が希薄

否認や黙秘をした場合、被疑者・被告人の身柄は長期に拘束がなされています。この問題では、代用監獄制度の廃止が重要ですが、検討対象からはずされています。議論では、住居制限や特定の人物との接触禁止等の命令に違反した場合に初めて勾留するという、勾留と在宅との中間的形態の制度の導入が検討されていますが、内容はなお不明瞭で、より安易な要件での拘束制度の新設に向かう危険性があります。

起訴前の保釈の導入も言われていますが、従来、裁判所による「罪証隠滅のおそれ」という抽象的理由で保釈を認めてこなかった運用を抜本的に改善する方向がみられません。

■ 弁護人による援助の充実——被疑者国選弁護制度の拡大と引換えに取調べでの立会権拒否

被疑者国選弁護制度の拡充について議論されています。その一方で、取調べに対する弁護人の立会については、捜査側が「立会がなければ取調べができないことになれば、供述確保収集が根本的に変質し、その機能が大幅に減退する」という理由で抵抗しています。これは、捜査側の都合だけを優先するものであり、あくまで「自白」獲得中心主義を維持する考え方です。

【公判関係】

■ 証拠開示——検察の「証拠隠し」といった従来の運用のまま

検察による「証拠隠し」を禁止し、捜査機関が収集した証拠の事前全面開示を制度化することは、冤罪根絶の不可欠な要素です（松川事件、布川事件、東電OL殺人事件など多数事例）。にもかかわらず、特別部会の議論は、現在の制度の枠組みを変更する必要はないというものです。検察の主張・立証に「合理的な疑い」を指摘するという、刑事裁判の原理にもとづいた被告人・弁護側の防御権の行使を、検察の都合によるあれこれの弊害を並べ立てて不当に制限するものです。

議論では、全面開示は検討対象からはずされ、証拠の「標目一覧表」の交付制度の採否という論点に矮小化しています。くわえて、検察による「証拠隠し」を容認する現行制度のままで良いと、これに反対する意見も出され、全面開示は後景に追いやられてしまっています。また、再審事件での証拠開示の検討は後回しとされました。

■ 被告人・証人に対する新たな制裁制度の導入—被告人の権利を侵害

被告人質問制度の廃止（黙秘権を認めずに宣誓しての証人化）、被告人の虚偽供述に対する制裁の新設、証人の不出頭や宣誓・証言拒否に対する法定刑の引上げ、証人の勾引要件の緩和が議論されています。憲法で保障された被告人の権利を侵害し、戦前の糾問的司法に戻る危険があります。

■ 犯罪被害者・検察証人保護——検察立証を容易にして公判の形骸化

負担軽減を理由に、公判出頭を不要にしたビデオでの尋問や、捜査段階の供述ビデオの再生で代替、さらに住所・氏名を明らかにしないことや一時の偽名証言の許可など、被告人の「裁判を受ける権利」を顧みず、取調べ段階での供述を信用性があるものという前提で検察の有罪立証を容易にするものです。公判は確実に形骸化します。

■ 自白事件の簡易迅速な処理——即決裁判で実刑判決を可能にする制度の導入

現行の即決裁判制度は、被疑者の同意を要し、必要的弁護事件で、原則として即日の判決、自由刑の執行猶予言渡しを上限とし、事実誤認を理由とした控訴ができません。

これを、少額万引きを繰り返す貧困高齢者や、自己使用が止められない覚せい剤依存症患者などの累犯を念頭に、1回の公判で実刑判決を科して刑務所に送り込む制度の新設を議論しています。

しかし、犯罪をおかした人の更生＝反省しての立ち直りを支援する観点は皆無で、「異端者排除」の論理を貫いています。

【検討対象から外して放置したもの】

代用監獄制度の廃止、検察上訴の禁止など、冤罪をなくすために議論すべき重要課題を放置

三 特別部会に求められるもの

今後の予定として、年内に特別部会で議論をまとめその後答申を出し、これを受けて、政府が来年の通常国会に法案として提出するとの見方があります。

しかし、このままの議論では、本来の目的に反する答申が出される危険があります。そこで、以上をふまえ、特別部会には次のことが求められます。

- 特別部会は、冤罪をなくすという本来の目的に立ち返り、あらためて議論をやり直すべきです。
- 冤罪事件で人生を奪われた冤罪被害者、その弁護人、また冤罪事件を支援している人から意見を聞くべきです。
- 多くの国民から意見を聞く窓口を設けるべきです。

国民救援会はひきつづき冤罪被害者の救済をすすめ、冤罪をなくすための制度改革をもとめて奮闘する決意です。